

## 農業振興地域整備計画変更願申請（必要書類）

○協議会開催は、年2回開催予定となっております。

6月（5月10日受付締切）、11月（10月31日受付締切）です。

\*事前に問合せや打合せ等がない場合、受付できないことがありますので、必ず事前にご相談ください。

☆下記の順番で綴じて**2部**ご提出ください。（申請書以外は、すべてコピーで結構です。）

区分	番号	添付書類	内 容	確 認	
				本人	役所
必要 な 書 類	1	農業振興地域整備計画変更願 （農政課から）	「様式1-1」「様式1-2」「事業計画書」 （選定の経緯，選定理由等を具体的に記入する。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2	位置案内図面 （住宅地図等でよい）	申請地を赤色鉛筆で表示する。 （事業計画の候補地も別につける。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3	公図の写し（1/500） （申請日から前3ヶ月以内に法務局で取得したもの）	申請地の地番を確認。 （赤色鉛筆で表示する。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4	公図の写し（1/500） （上のコピーで可）	地図（公図のコピー）に、隣接の農地所有者名を記入する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5	土地登記簿謄本 （申請日から前3ヶ月以内に法務局で取得したもの）	所有者、地目、地番、面積を確認する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6	石岡台地または玉里土地改良の受益地の場合は、除外の意見書（申請のコピーでも可）	事前に石岡台地土地改良区または玉里土地改良区と協議が必要。 ※優良農用地・団地となっている農用地、土地改良事業農地は除外できません	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7	隣接地主承諾書 （隣接農業者から）	隣接農地について同意書が必要。 （同意が得られない場合はその理由を添付）。 尚、同意が得られない場合の分筆は不可。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8	住民票（謄本）の写し （申請日から前3ヶ月以内に市民課から発行されたもの）	申請人、家族数等の確認。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	9	土地利用計画図 （公図等の写しを拡大し計画を記入する）	平面図に配置計画図を記入する。（除外面積は必要最小限であることが確認できる根拠資料が必要）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	10	測量図	計画に土地の一部が利用ある場合、面積のわかるもの。（申請時点で分筆する必要はなし。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	11	建物の平面図・立面図 （申請地に建物を建築予定の場合のみ）	除外面積の妥当性の確認。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	12	連たん図	第1種農地の例外規定で6戸連たんに該当する場合は、住宅を線でつなぎ①～⑥の番号を記入。 住宅間が離れている場合は、距離を記載。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	13	課税明細書・固定資産税評価証明・名寄せの写しの内1点	申請地が自己所有または親族所有の場合必要。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	14	農家住宅の場合は農業を営む者の証明 （農業委員会から）	転用面積が1,000㎡を超える場合はその理由。移転の場合は跡地利用計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法人	15	定款・法人謄本の写し 取締役会議録の写し 事業所の計画概要書等	申請人の確認、所在地（事業所からの距離）見積書、事業内容、従業員、事業計画の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	16	許可資格・免許等の写し	事業計画・事業経営に必要な資格を確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

\*農業振興地域整備計画変更願申請後に、市役所で現地確認を行います。確認の際に、変更される土地の形状がわかるように、地点ごとに目印（棒の先にピンクのテープ）を設置してください。

\*行政書士等へ書類作成・提出等を依頼している場合は、委任状を添付してください。